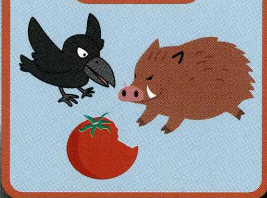


農業用ハウスを手厚く守ります

園芸施設共済

令和3年4月より補償が上がりました！

鳥獣害



風水害



ひょう害



病虫害



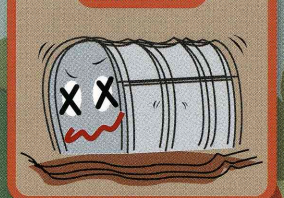
雪害



車両の衝突など



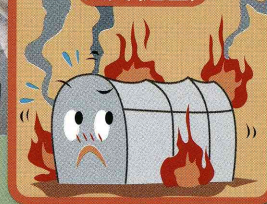
地震・噴火



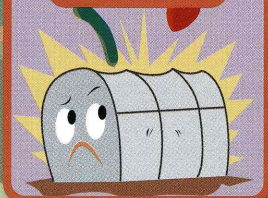
航空機の墜落・
物体の落下



火災(落雷)

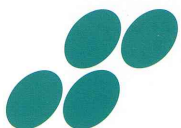


破裂・爆発



《5つのポイント》

- ①掛金の半分を国が負担
- ②台風や洪水などの自然災害のほか、火災、車両の衝突など幅広い事故を補償
- ③加入者の選択により、**附帯施設**、**撤去費用**や**復旧費用**も補償可能
- ④掛金の安いメニューも用意
- ⑤更に補償内容が充実



安心のネットワーク

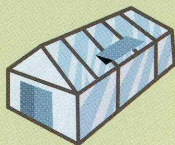
NOSAI おおいた

大分県農業共済組合

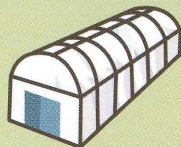


● 加入できるもの

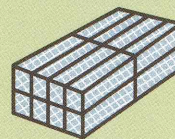
ガラス室



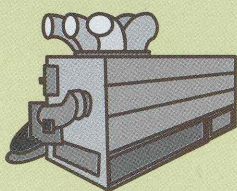
鉄骨ハウス・プラスチックハウス
雨よけ施設・ネットハウス



多目的ネットハウス



附帯施設・温湿度調整施設
かん水施設
自動制御施設など



施設内農作物



育苗中のものを除く。
特定の事故を除いた方式での加入も可

撤去費用



災害発生に伴う園芸施設(被覆材を除く)
の解体・搬出及び処分費用
棟ごとの選択加入可

災害発生に伴う園芸施設の損害を補償します。**所有するすべての園芸施設**について加入して下さい。

ただし、耐用年数の2.5倍を超えた施設については、加入者の申出により除外できます。

● 補償する期間

園芸施設(本体)の補償期間は、**未被覆期間も含めて1年間**です。

被覆材の補償期間は、加入者が**申し出た被覆期間**です。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合、**共済責任期間**を1か月以上1年未満とすることができます。

- (1) 共済責任期間の始期または終期を統一する必要があること。
- (2) 特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。



● 共済価額(評価額)

園芸施設の評価額は、施設の型式ごとに予め定められている㎡当たり再建築(新築)価額に設置面積を乗じ、経過年数に応じて減価償却して算定します(時価)。この評価額(**共済価額**)が補償の基準となります。なお、施設内農作物の価額は、「投下した生産費部分を補償する」という考え方になっています。

撤去費用の価額は園芸施設の種類ごとに農林水産大臣が定めた標準的な㎡あたり撤去費用に設置面積を乗じた額です。

● 補償の内容

1. 基本タイプ

①付保割合の選択

共済価額（時価額）に対して、どのくらいの補償割合で加入するかを選択します。
4割から8割の間で棟ごとに選択できます。

②小損害不填補の選択

3万円（または共済価額の5%）・10万円・20万円・50万円・100万円のいずれかを選択します。

損害額が選択した金額を超えた場合に共済金を支払います。不填補の金額が大きくなるにつれて掛金の額が安くなります。

小損害不填補は、棟ごとに選択できます。

2. オプション

特定園芸施設（本体＋被覆物）に温湿度調整施設などの附帯施設、施設内で栽培される農作物、被害にあった際の撤去費用を加えて加入することができます。

3. 特約

●付保割合追加特約

付保割合8割を選択した場合に、共済価額の1割または2割の補償を上乗せできる特約です。（付保割合8割と合わせて、実質的な付保割合は9割または10割となります。）

付保割合追加特約は棟ごとに選択できます。（施設内農作物は特約の対象外です。）

●復旧費用特約

災害発生に伴う園芸施設（被覆材を除く）、附帯施設の復旧の費用を補償します。

復旧費用特約の共済価額は、新築価額です。

※「付保割合追加特約の2割」及び「復旧費用特約」のセット加入により、再建築価額（新築価額）100%での補償ができます。

復旧費用特約は棟ごとに選択できます。

●小損害不填補1万円特約

小損害不填補1万円特約は、3万円（または共済価額の5%）を選択した場合に、1万円以上の損害から支払われることとする特約です。ただし、共済価額の5%に相当する額が1万円を超えていない場合、特約を選択できません。

小損害不填補1万円特約は棟ごとに選択できます。

※特約部分の共済掛金は、全額加入者負担です。

● 補償する金額(共済金額)



● 農家負担共済掛金等

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{未被覆期間の共済掛金率} \times \text{未被覆期間割合} + \text{共済金額} \times \text{被覆期間の共済掛金率} \times \text{被覆期間割合}$$

※加入者が所有するすべての棟の共済金額の合計が1億6,000万円(1年度)まで国が掛金を50%負担します。

※太いパイプ(31.8mm以上)のハウスの場合は掛金率を割り引きます。また、31.8mm以下のパイプでも一定の補強を施している場合は割引できる場合があります。

※共済掛金率は、過去の個人ごとの加入及び共済金の受け取り状況により変わります。(危険段階別掛金率(41段階))

$$\text{賦課金} = \text{総代会によって定められた賦課単価} \times (\text{棟数} \cdot \text{設置面積}) \times \text{被覆期間}$$

※集団で加入いただくと掛金・賦課金を割り引く制度があります。(特定の適用条件があります。)

● 共済金の支払い

棟ごとの損害額が、選択した小損害不填補の金額(3万円(特約を選択した場合は1万円)または共済価額の5%・10万円・20万円・50万円・100万円)を超えた場合に共済金を支払います。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} ※ 1 \times \text{付保割合}$$

※ 1 損害額

$$\text{園芸施設 本体} = \text{本体の価額} \times \text{損害割合}$$

$$\text{園芸施設 被覆材} = \text{被覆材の価額} \times \text{被覆材の損害割合} \times (100 - \text{自然消耗割合}(※ 2))$$

$$\text{附 帯 施 設} = \text{附帯施設の修繕費} \times \text{附帯施設の時価現存率}$$

$$\text{施 設 内 農 作 物} = \text{施設内農作物の価額} \times \text{施設内農作物の損害割合}$$

撤 去 費 用

撤去費用に係る領収書の金額「撤去に要した金額が100万円を超える場合または損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合」に支払対象
= ただし、領収書の金額が次の金額を超える場合は、次の金額を適用します。

- 全損の場合 = 単位当たり撤去費用 × 設置面積
- 分損の場合 = 単位当たり撤去費用 × 設置面積 × 損害割合

復 旧 費 用

復旧費用に係る領収書の金額 - 園芸施設本体の被害額
= ただし、当該金額が次の金額を超える場合は次の金額を適用します。

- 全損の場合 = 復旧費用の価額
- 分損の場合 = 復旧費用の価額 × 施設本体、附帯施設の損害割合

※2 自然消耗割合

一般軟質フィルム

共済責任開始日(未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日)からの経過月数	自然消耗割合
0～3ヶ月	0%
4～6ヶ月	12%
7～9ヶ月	25%
10～12ヶ月	37%

一般硬質フィルム

共済責任開始日(未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日)からの経過月数	自然消耗割合
0～6ヶ月	0%
6～12ヶ月	14%

耐久性軟質フィルム

共済責任開始日(未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日)からの経過月数	自然消耗割合
0～6ヶ月	0%
6～12ヶ月	14%

耐久性硬質フィルム

共済責任開始日(未被覆期間から開始の場合、最初の被覆期間の開始日)からの経過月数	自然消耗割合
0～12ヶ月	0%

被覆材は自然に劣化していくものであることから、被覆材の共済価額は、経過年数に応じて減少します。更に、加入時から被害発生時までの経過月数(自然消耗割合)に応じて減少しています。(耐用年数経過後の経過月数に応じた自然消耗割合は適用しません。)

異動通知

次のような変更がある場合は、
ただちにNOSAIへご連絡ください。

通知事項

- 1 譲渡
- 2 移転、解体、増築、改築、構造もしくは材質の変更
- 3 共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)もしくは滅失
- 4 他の保険または共済に付したこと
- 5 被覆期間の変更など

損害通知

損害が発生したら、ただちに
次の事項をNOSAIへご連絡ください。

通知事項

- 1 災害の種類・損害の発生年月日
- 2 損害を受けた施設の所在地及び棟番号
- 3 損害の状況



こんな場合は、
共済金は
支払われ
ません



- ◎損害額が選択した小損害不填補
(3万円(特約を選択した場合は1万円)または共済価額の5%、
10万円、20万円、50万円、100万円)未満の損害
- ◎異動通知のない被覆期間外の被覆材の損害
- ◎異動通知後から追加の共済掛金が納入される日までの損害
- ◎故意または重大な過失等により生じた損害
- ◎自然消耗等により生じた損害
- ◎生理障害や薬害による損害(施設内農作物)

加入時の補償額と共済掛金の目安 (200㎡当たりの標準的なハウスの場合)

ハウスの種類	設置後の経過年数	補償額 (共済金額)				共済掛金 (加入者負担額)							
						(小損害不填補3万円または共済価額の1/20)				(小損害不填補10万円)			
		施設 (千円)	農作物 (千円)	撤去費用 (千円)	復旧費用 (千円)	施設 (円)	農作物 (円)	撤去費用 (円)	復旧費用 (円)	施設 (円)	農作物 (円)	撤去費用 (円)	復旧費用 (円)
ガラス鉄骨 (ガラス室Ⅱ類) 	新築	2,754			0	1,349			0	1,005			0
	7年	1,983	71	192	771	972	477	9	354	724	395	8	316
	14年以上	1,377			1,376	675			632	503			564
パイプハウス (プラスチックハウスⅡ類) 	新築	660			0	11,860			0	4,056			0
	5年	514	76	46	146	9,237	1,601	8	1,147	3,159	1,063	8	378
	10年以上	368			292	6,613			2,295	2,261			756
鉄骨下軟質フィルム (プラスチックハウスⅢ類) 	新築	1,188			0	11,939			0	8,459			0
	7年	872	71	140	316	8,764	1,014	7	1,677	6,209	923	6	1,074
	14年以上	624			564	6,271			2,994	4,443			1,917
鉄骨中軟質フィルム (プラスチックハウスⅣ類甲) 	新築	2,289			0	9,774			0	6,524			0
	7年	1,667	75	140	621	7,118	897	7	2,173	4,751	819	6	1,595
	14年以上	1,178			1,110	5,030			3,885	3,357			2,852
鉄骨中硬質フィルム (プラスチックハウスⅣ類乙) 	新築	3,266			0	4,670			0	3,070			0
	7年	2,560	94	140	706	3,661	780	7	1,150	2,406	707	6	790
	14年以上	2,006			1,260	2,869			2,053	1,886			1,411
鉄骨止合成樹脂板 (プラスチックハウスⅤ類) 	新築	3,102			0	3,583			0	3,350			0
	7年	2,395	89	140	706	2,766	882	7	868	2,587	787	6	762
	14年以上	1,840			1,261	2,125			1,551	1,987			1,361
雨よけパイプハウス (プラスチックハウスⅥ類) 	新築	631			0	16,359			0	2,016			0
	5年	485	73	46	146	12,574	3,164	2	2,927	1,550	1,666	2	328
	10年以上	339			292	8,789			5,854	1,083			657

※補償割合は80%、被覆期間は12ヶ月、農作物の補償額等はネギやニラなどの葉菜類で算定。

※小損害不填補の額は、上記以外に20万円、50万円及び100万円があり、額が大きくなるほど掛金が安くなります。

※未被覆期間がある場合は、被覆期間、未被覆期間に応じた掛金率での負担となります。(未被覆期間の掛金率は、被覆期間の掛金率に比べ、非常に低くなっています。)

お問い合わせ・お申込みは、最寄りのNOSAIへご連絡下さい。

東部支所

〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2
TEL(0978) **63-4466** FAX(0978) **63-4461**

南部支所

〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33
TEL(0974) **22-3330** FAX(0974) **22-6604**

中西部支所

〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15
TEL(0973) **72-3409** FAX(0973) **72-3486**

●竹田出張所

〒878-0024 竹田市大字玉来819番地1
TEL(0974) **63-2825** FAX(0974) **63-2843**

●大分出張所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号
TEL(097) **576-7461** FAX(097) **576-7471**

北部支所

〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地5
TEL(0978) **32-1307** FAX(0978) **32-0177**

本所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号

TEL(097) **544-8110** FAX(097) **544-8242**